

今号の主な記事

市職員募集（薬剤師、臨床検査技師など）（2面）
「西宮湯川記念科学セミナー」の受講生募集（3面）
「秋の個人見学会・西宮めぐり」の参加者募る（3面）
ホームページ「西宮さくらトレジャーマップ」開設（4面）

発行 / 西宮市役所 〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号
TEL / 0798-35-3151（代表）
ホームページ / <http://www.nishi.or.jp/>

編集 / 市長室広報課 TEL / 0798-35-3400

推計人口 44万5453人 男 21万2719人 女 23万2734人
世帯数 18万2642 面積 100.18km²（平成13年9月1日現在）

平成13年（2001年） 10月10日 第1145号

市民参加による花と緑の祭典開催

フラワーフェスティバルin西宮

花と緑の祭典「フラワーフェスティバルin西宮」が、10月19・20・21日に市役所前六湛寺公園で開催されます。テーマは「花と緑あふれるまち文教住宅都市・西宮」

腕前を競い合うガーデニングの展示や園芸教室、花と緑の市などを行います。問合せは同フェスティバル実行委員会事務局（0798・35・3784）：花と緑の課内へ。

緑豊かな住まいづくりへ 生け垣の設置に助成

市は、道路（水路）沿いにある戸建て住宅の敷地内に生け垣を設置する場合と、コンクリートブロック塀などを取り壊して生け垣を設置する場合に助成金を交付します。緑豊かな住まいづくりを進めるため、ご利用ください。なお、生け垣は延長3m以上、高さ1m以上の常緑樹を1mにつき3本以上植える、外から見える部分の高さが50cm以上あるなど、助成にはいくつかの条件があります。必ず事前に申請してください。

10月は「都市緑化月間」です
花と緑いっぱいのもちづくりを進めましょう

松の緑を守ろう！ 松くい虫被害木の 伐採に補助金交付

秋から冬にかけては、松を枯らすマツノザイセンチュウを運ぶ松くい虫（マツノマダラカミキリ）を退治する絶好の時期です。被害木を放置すると新たな松に松くい虫が移動して、被害を拡大させることとなります。

市は、今春以降に枯れた被害木を伐採処理する場合に補助金を交付しています。補助金額は、被害木の大きさ（材積）により決まります。0.5立方m以上（高さ14m、幹の直径30cm程度）の被害木が補助の対象となり、0.5立方m

で約8600円となります。必ず事前に申請してください。問合せは花と緑の課（0798・35・3682）へ。

総合防災訓練

26日に甲子園浜で実施

市は、大規模災害に備え、「総合防災訓練」を10月26日午後1時から甲子園浜で実施します。同訓練は当初、6月1日に実施を予定していましたが、会場周辺に絶滅危惧種の渡り鳥・コアジサシの一群が発見されたため、延期されていたものです。市のほか、防災関係機関や地域住民約1000人が参加します。西日本に前線が停滞し、5日前から降雨が続き、連続雨量が200mmを超えるとともに、兵庫県南部にマグニチュード7.7の直下型地震が発生したと想定し、災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるように様々な訓練を行います。無料駐車場がありますので、ぜひ見学にお越しください。問合せは防災対策課（0798・35・3626）へ。

介護保険料の特別 対策が終了します

11日から相談会場を設置

平成13年9月まで、第1号被保険者（65才以上）の介護保険料については、国の特別対策が実施されていたため、本来の保険料の半額となっていました。この特別対策が終了するため、10月以降の保険料は本来の額での納付となります。第2段階の生活困窮者の介護保険料を減免の市は、介護保険料段階が第2段階（世帯全員が市民税非課税）で収入が少なく、生活が著しく困窮している人を対象に介護保険料の減免を実施します。第2段階の生活困窮者の介護保険料を減免の市は、介護保険料段階が第2段階（世帯全員が市民税非課税）で収入が少なく、生活が著しく困窮している人を対象に介護保険料の減免を実施します。第2段階の生活困窮者の介護保険料を減免の市は、介護保険料段階が第2段階（世帯全員が市民税非課税）で収入が少なく、生活が著しく困窮している人を対象に介護保険料の減免を実施します。

出産費用の貸付を開始

申請は国民健康保険課へ

市は、10月1日から出産費用の貸付制度を開始しました。本市の国民健康保険の被保険者が出産予定で、下記のとおり条件を満たす場合、出産育児一時金が支給されると見込まれる世帯主に対し、医療機関の支払いに充てる費用を無利息で貸し付けます。返済は、出産後に支給される出産育児一時金と相殺する方法となります（受け取る出産育児一時金の金額は、貸付額を差し引いた残額になります）。申込用紙等は、支所・サービスセンターでも配布していますが、貸付けの申請は、国民健康保険課（市役所本庁舎1階）まで来課してください（郵送不可）。【対象】 出産予定日または妊娠4カ月（12週）以上で医療機関に1時的な支払いが必要となった人

【申請時に必要なもの】 被保険者証、母子手帳等の出産予定日を証するもの、世帯主名義の銀行口座の通帳、印鑑、さらに前記の場合、医療機関からの請求書もしくは領収書の原本が必要 【貸付方法・限度額】 銀行振込。24万円（ただし、請求書、領収書の金額の範囲内で10000円未満切り捨て） 【問合せ先】 同課（0798・35・3120）

介護保険料の 相談会を実施

同課は、介護保険料減免についての問合せや相談受付のための相談会を実施します。日程は次のとおり。

【日程・会場】 時間は、市役所本庁舎は午前9時～午後5時15分、支所は午前10時～正午、午後が1時～4時 市役所本庁舎（同課窓口）：10月11日～19日（土・日曜を除く） 鳴尾支所：22・23日の午前・午後 山崎支所：24日の午前・午後 塩瀬支所：24日の午後 甲東支所：25日の午前・午後 瓦木支所：26日の午前・午後